

# 福井県報

第 321 号  
令和 6 年  
10月22日(火)  
火曜日発行

## 目次

(※は県例規集掲載事項)

### 告示

- 指定公金事務取扱者の指定(424・女性活躍課).....1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定(425・地域福祉課).....1
- 生活保護法の規定による指定医療機関および指定施術機関の変更(426・同).....1
- 河川災害復旧工事5災2号その2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(427・土木管理課).....2
- ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除(428・砂防防災課).....3
- ※土砂災害警戒区域の指定(429・同).....4
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(430・建築住宅課).....4
- 道路の位置の指定(431・丹南土木事務所).....5
- 指定納付受託者の指定(432・審査指導課).....5

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(情報公開・法制課).....5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(こども未来課).....6
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開拓課).....6
- 土地改良区の役員の退任(2件・福井農林総合事務所).....8
- 土地改良区の役員の就任(2件・同).....8
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課).....9
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(警察本部会計課).....9

### 正誤

- 令和6年10月1日福井県告示(道路の区域の変更).....9

## 告示

### 福井県告示第424号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、「共家事の日」関連イベント奨励金支給事務にかかる支払事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社メディアミックス  
福井県福井市文京4丁目1-1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
「共家事の日」関連イベント奨励金支給事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年10月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年10月1日

### 福井県告示第425号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R6.4.5	訪問看護ステーションえちぜん	越前市国高2丁目44-3-9松原ビル102

### 福井県告示第426号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および第55条の規定により指定医療機関および指定施術機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R6.7.1	名称変更	きそ接骨院	越前市西尾町27-42
R6.7.4	開設者情報変更 管理者情報変更	さくら薬局 福井大学前店	吉田郡永平寺町松岡下合月24-9

## 福井県告示第427号

河川災害復旧工事5災2号その2の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 工事名

河川災害復旧工事 5災2号その2

#### (2) 工事場所

一級河川 打波川

福井県大野市上打波 地係

#### (3) 工事概要

復旧延長 187.0m

落差工 1基

### 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継

続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者は、共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

### 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

#### (1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和6年10月22日(火)から同年11月13日(水)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県大野市友江11-14  
福井県奥越土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてののみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先  
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき、次の土地の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について指定を解除するので、同法第7条第6項および第9条第9項において準用する第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

全部について指定を解除する土砂災害警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
鯖江市沢町 (7-1-1-99)	地区	土石流	次の図のとおり

全部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鯖江市沢町 (7-1-1-99)	地区	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福井県告示第429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項および第9条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域に指定するので、同法第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月22日  
福井県知事 杉本 達治

土砂災害警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
鯖江市沢町 (7-1-1-99)	地区	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福井県告示第430号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年10月22日  
福井県知事 杉本 達治

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所

一般社団法人みんなの居場所withふくい  
福井県三方上中郡若狭町気山129-3

- 2 支援業務を行う事務所の所在地  
福井県三方上中郡若狭町鳥浜60-1

### 福井県告示第431号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月22日

福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

- 1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
丹生郡越前町気比庄3-1  
株式会社 松田工務店 代表取締役 松田 沢弘
- 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
鯖江市糺町24字長丁7番2	6.00	49.89

### 福井県告示第432号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定納付受託者の名称および住所  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸1丁目7-1
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入  
福井県行政窓口手数料等
- 3 指定した日  
令和6年10月8日

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第8

2号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および全期間予定数量  
名称 小包等（資料等の冊子および小包をいう。）の配達業務  
全期間予定数量 160,098個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部情報公開・法制課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年9月12日
- 4 落札者の名称および住所  
佐川急便株式会社北陸支店  
石川県金沢市木越町ト80番地
- 5 落札金額

種類	配達地域	サイズ	重量	落札単価 (税込・円)
冊子	県内		200gまで	72
			1kgまで	96
	県外		200gまで	82
			1kgまで	121
県内		60	2kgまで	418
		80	5kgまで	473
		100	10kgまで	550
		140	20kgまで	825
		160	25kgまで	1,122
北海道		60	2kgまで	792
		80	5kgまで	924
		100	10kgまで	1,078
		140	20kgまで	1,364
		160	25kgまで	1,749
東北		60	2kgまで	594
		80	5kgまで	726
		100	10kgまで	858
		140	20kgまで	1,155
		160	25kgまで	1,298

小包	関東	60	2kgまで	440
	甲信越	80	5kgまで	495
	北陸	100	10kgまで	671
	東海	140	20kgまで	825
	近畿	160	25kgまで	1,155
	中国 四国	60	2kgまで	528
		80	5kgまで	660
		100	10kgまで	803
		140	20kgまで	1,089
		160	25kgまで	1,232
	九州	60	2kgまで	594
		80	5kgまで	726
		100	10kgまで	880
		140	20kgまで	1,155
		160	25kgまで	1,298
	沖縄	60	2kgまで	1,430
		80	5kgまで	1,650
		100	10kgまで	2,090
		140	20kgまで	3,080
		160	25kgまで	3,553

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和6年7月30日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称

「「ふく育県」ブランド力推進事業」企画・運営業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県健康福祉部こども未来課

福井県福井市大手3丁目17-1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年9月17日

4 随意契約の相手方の名称および住所

「ふく育県」ブランド力推進事業2024コンソーシアム

福井県福井市大和田2丁目801

5 随意契約に係る契約金額

82,493,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

名称 ショッピングモールヴィオ

所在地 福井県大野市鍛掛17号17番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

①協同組合大野商業開発

代表理事 北川 利治

福井県大野市鍛掛17号17番地1

②株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

③ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)

建物① 13,955㎡

(変更後)

建物① 13,955㎡

建物② 997㎡

建物③ 999㎡

合計 15,951㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置および収容台数

(変更前) 650台

(変更後) 690台

②荷さばき施設の位置および面積

(変更前)

荷さばき施設① 32㎡

荷さばき施設② 80㎡

荷さばき施設③ 130㎡

合計 242㎡

(変更後)

荷さばき施設① 32㎡

荷さばき施設② 80㎡

荷さばき施設③ 130㎡

荷さばき施設④ 60㎡

荷さばき施設⑤ 24㎡

合計 326㎡

③廃棄物等の保管施設の位置および容量

(変更前)

廃棄物保管施設① 27.6㎡

廃棄物保管施設② 32.0㎡

合計 59.6㎡

(変更後)

廃棄物保管施設① 27.6㎡

廃棄物保管施設② 32.0㎡

廃棄物保管施設③ 24.7㎡

廃棄物保管施設④ 6.1㎡

合計 90.4㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(変更前) 小売業者を行う者の氏名

・株式会社かじ惣 ほか17社

午前9時～午後10時

(変更後) 小売業者を行う者の氏名

・株式会社かじ惣 ほか17社

午前9時～午後10時

・株式会社ヤマダデンキ

午前9時～午後10時

・ゲンキー株式会社

午前9時～午後10時

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設① 午前6時～午後10時

荷さばき施設② 午前6時～午後10時

荷さばき施設③ 午前6時～午後10時

(変更後)

荷さばき施設① 午前6時～午後10時

荷さばき施設② 午前6時～午後10時

荷さばき施設③ 午前6時～午後10時

荷さばき施設④ 午前9時～午後8時

荷さばき施設⑤ 午前6時～午後3時

4 変更する年月日

令和7年5月29日

5 以下に掲げるもののうち上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 駐輪場の位置および収容台数

駐輪場① 15台

駐輪場② 45台

駐輪場③ 15台

駐輪場④ 15台

合計 90台

(2) 駐輪場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数および位置

①駐車場出入口の数

4箇所

②駐車場の出入口の位置

出入口① 出入口

出入口② 出入口

出入口③ 出入口

出入口④ 出入口

6 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県大野市天神町1-1  
大野市地域経済部産業政策課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

芝原用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年8月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	木村 市助	福井市中ノ郷町15-4-1
〃	八田 一以	福井市上中町29-38-1
〃	伊藤 義明	福井市三郎丸2-1710
〃	田中 藤右工門	福井市上伏町12-17
〃	竹澤 一彦	福井市北今泉町20-8
〃	小畑 傳	吉田郡永平寺町松岡芝原1-72
〃	見谷 喜代三	福井市新保2丁目2304
〃	藤田 正雄	福井市新田本町1-188
〃	寺島 恭也	福井市灯明寺4丁目1501
監事	坂井 一喜	福井市林町19-13
〃	酢馬 一郎	福井市高柳3丁目2511
〃	三村 秀夫	福井市大願寺2-3-3

河合春近土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年8月26日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	桑野 善之	福井市天池町33-47-1
〃	伊藤 香治	坂井市春江町安沢18-18
〃	吉村 一洋	福井市河合勝見町24-1
〃	五十嵐 清美	福井市二日市町28-48
〃	三澤 正彦	坂井市丸岡町宇随5-3
〃	田中 要	福井市栗森2丁目1811
〃	松浦 佐太雄	坂井市春江町田端26-20
監事	三ツ田 儀兵衛	坂井市春江町針原37-12
〃	伊藤 敏夫	福井市天池町33-46
〃	加藤 久明男	福井市川合鷺塚町32-19

芝原用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年9月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	木村 市助	福井市中ノ郷町15-4-1
〃	八田 一以	福井市上中町29-38-1
〃	伊藤 義明	福井市三郎丸2-1710
〃	竹澤 一彦	福井市北今泉町20-8
〃	布目 一夫	吉田郡永平寺町松岡吉野塚19-23
〃	見谷 喜代三	福井市新保2丁目2304
〃	清水 博次	福井市中新田町4-59
〃	中村 英春	福井市黒丸町9-35
〃	寺島 恭也	福井市灯明寺4丁目1501
監事	坂井 一喜	福井市林町19-13
〃	北川 信介	福井市東今泉町18-1
〃	堀井 善治	福井市西堀町8-113-1

河合春近土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年8月27日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年10月22日



福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	加藤 久明男	福井市川合鷺塚町32-19
〃	伊藤 敏夫	福井市天池町33-46
〃	三澤 正彦	坂井市丸岡町宇随5-3
〃	松浦 佐太雄	坂井市春江町田端26-20
〃	平田 孝治	坂井市春江町針原22-9
〃	中島 千秋	福井市高屋町30-52
〃	中村 善治	福井市東森田1丁目1520
監事	矢尾 正男	坂井市春江町安沢15-14
〃	中垣内 秀信	坂井市丸岡町羽崎28-34
〃	小林 芳秀	福井市網戸瀬町18-22

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称  
吉田郡永平寺町下浄法寺10字寺前19番1、20番、21番1、21番2、21番3、22番、23番、24番、25番、27番1、27番2、28番1、28番2、29番、48番および49番の一部ならびに12字玉池1番1、2番1、2番2、3番1、4番1、5番1、5番2、6番1、6番2、7番1、7番2、8番1、9番1および26番
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名  
吉田郡永平寺町松岡春日一丁目38番地  
石田屋二左衛門株式会社  
代表取締役 水野 直人

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年10月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称  
福井県警察の端末装置
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

- 福井県警察本部警務部会計課  
福井県福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日  
令和6年10月2日
  - 4 落札者の名称および所在地  
三谷商事株式会社  
福井県福井市豊島1丁目3-1
  - 5 落札金額  
36,278,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年8月20日

**正 誤**

令和6年10月1日（火）福井県報定期第318号 道路の区域の変更（412号・道路保全課）

ページ	段	誤					正						
5	1			旧	丹生郡越前町梅浦12 3字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97 字26番3まで	5.8 ~ 32.0	1,086.3	(削る)					
5	1	道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)	道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
		一般国道	417号	新	丹生郡越前町梅浦12 3字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97 字26番3まで	(略)	(略)	一般国道	417号	新	丹生郡越前町梅浦12 3字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97 字26番3まで	(略)	(略)
				新	丹生郡越前町梅浦12 3字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97 字26番3まで	5.8 ~ 32.0	1,086.3			旧	丹生郡越前町梅浦12 3字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97 字26番3まで	5.8 ~ 84.4	1,312.5
				旧	丹生郡越前町梅浦12 3字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97 字26番3まで	5.8 ~ 84.4	1,312.5			旧	丹生郡越前町梅浦85 字1番2地先から 丹生郡越前町梅浦13 6字28番2まで	5.8 ~ 32.0	874.9
				旧	丹生郡越前町梅浦12 3字84番2地先から 丹生郡越前町梅浦97 字26番3まで	5.8 ~ 32.0	1,086.3						

※変更箇所は下線部のとおり。